

厚生労働省
東京労働局発表
令和4年4月14日

担 当	東京労働局雇用環境・均等部企画課 課長 福島 憲一 課長補佐 石川 浩幸
	電話 03(6867)0212 FAX 03(3512)1555

(厚生労働省 東京労働局 委託事業)
令和4年度東京働き方改革推進支援センターの開設について
—令和4年4月8日(金)開設—

東京労働局(局長 辻田 博)は、中小企業・小規模事業者の『働き方改革』の取組をワンストップで支援するため、今年度も「東京働き方改革推進支援センター」を開設しました。

1 所在地 : 所在地が変わりました

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-10-1 有楽町ビル6階615号室
(JR有楽町駅 徒歩1分・東京メトロ日比谷線 銀座駅徒歩3分)

電話 : 0120-232-865

FAX : 03-6206-3147

メールアドレス : hk13@mb.langate.co.jp

HP : 厚生労働省HP内(4月末日まで)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>

働き方改革特設サイト(5月より運営予定)

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp>

2 受付時間 : 平日9:00~18:00(土日祝日・年末年始除く)

3 事業受託者:ランゲート株式会社

4 事業内容:労務管理・企業経営等の専門家が、企業が抱えるお悩み・課題について、以下の支援を**無料**で実施します。

- (1) 電話・メール、来所による相談
- (2) 企業への個別訪問によるコンサルティング
- (3) セミナーの開催
- (4) 商工団体・市区町村等が開催するセミナーや相談窓口専門家を派遣

お悩み・課題を解決

労働時間・時間外労働

生産性向上・業務効率化

同一労働・同一賃金

女性の活躍推進

補助金・助成金

テレワーク・在宅勤務

など

事業主、
労務担当者様 **ぜひ**

**秘密
厳守**

相談・
専門家派遣
無料

専門家に**ご相談** ください!

(社会保険労務士等)

☑ **取組み**はお済みですか?

- 残業60時間超の賃金引き上げ
- 育児・介護休業法改正
- パワーハラスメント防止措置
- 同一労働同一賃金
- 時間外労働の上限規制
- 年5日の年次有給休暇の確実な取得



ご都合に合わせた
相談方法が選べる!

「東京働き方改革推進支援センター」とは、働き方改革関連法の内容にとどまらず、令和3年6月に改正された育児・介護休業法、男性の育児休業取得促進、仕事と育児や介護の両立支援、不妊治療と仕事との両立、職場におけるハラスメント防止措置、良質なテレワーク、多様な正社員制度、兼業・副業など多様な働き方の実現に向けた支援を行います。

相談方法

- ① 企業訪問
- ② 電話・メール
- ③ センター来所

オンラインでの
ご相談にも対応可能



東京働き方改革推進支援センター

TEL 0120-232-865

受付時間 平日9:00~18:00

住所 〒100-0006
東京都千代田区有楽町1-10-1 有楽町ビル615

MAIL hk13@mb.langate.co.jp FAX 03-6206-3147

URL <https://hatarakikatatakaikaku.mhlw.go.jp/>

相談・セミナー情報詳細は、
ホームページをご覧ください。

働き方改革 東京

検索

